

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	勝浦町

勝浦町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 勝浦町役場 農業振興課
所在地 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
電話番号 0885-42-1505
FAX番号 0885-42-3028
メールアドレス nougyo@town.katsuura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、カラス、ノウサギ、ハクビシ、タヌキ、カワウ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	勝浦町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	みかん（露地）	194万円／31a
シカ	みかん（露地）	559万円／89a
ハクビシ	みかん（露地）	31万円／5a
計		784万円／125a

(2) 被害の傾向

<p>イノシシ・シカについては、みかんの木の葉や幹の皮等の食害が通年で発生しており、本町の被害の大部分を占めている。</p> <p>サルについては、勝浦川北岸に3群が頒布し、季節的に耕作地へ出てくる目撃情報が多数あり、今後実害が発生する可能性がある。</p> <p>小型鳥獣（ノウサギ、タヌキ、アナグマ）については、被害は少ないものの、食い荒らし等の食害が散見される。</p> <p>カワウについては、鮎の食害がある。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（3年度）		目標値（7年度）	
	面積（a）	金額（円）	面積（a）	金額（円）
イノシシ	31	1,938,244	23	1,440,000
シカ	89	5,588,184	75	4,710,000
ハクビシ	5	311,504	3	187,000

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会員71名の内49名を有害捕獲従事者として許可し、通年体制で捕獲活動を実施している。	猟友会会員の高齢化が顕著で、会員の若返りが緊急課題。また、猟銃免許返納者も増えており、同免許取得の推進も課題。
防護柵の設置等に関する取組	町単独事業で50m以上の防護柵設置は、材料費の4分の3を補助している。 また、平成27年度から国の交付金を活用して、集落単位で柵の設置に取り組んでいる。	平地に比べて、労力負担が大きい山間部の防護柵整備が進んでいない。
生息環境管理その他の取組	県との共同調査によりサルの群れの行動調査を実施している。	特になし

(5) 今後の取組方針

捕獲体制については、今後も猟友会と連携して取り組んでいくとともに、若年層の狩猟免許取得を推進する。防護柵整備についても高齢化が進んでいるため、集落単位での設置を積極的に推進し状況に応じて、柵の正しい張り方等の現地指導も実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会と協力して、当地域に適した後継者育成・捕獲体制強化などについて協議しながら取り組み、捕獲時の安全管理も徹底する。
また、導入中の監視センサーを積極活用し、労力軽減し効率的な捕獲を目指す。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ・サル・シカ・カラス・カワウ等	サルの大型捕獲檻導入を検討する。(具体的な被害状況調査、設置場所検討など)
6	イノシシ・サル・シカ・カラス・カワウ等	サルの大型捕獲檻導入。(一地区)
7	イノシシ・サル・シカ・カラス・カワウ等	サルの大型捕獲檻導入。(一地区)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
カワウを除く対象鳥獣については、令和元～3年度の3期平均捕獲数をベースに設定。これまでの捕獲による被害軽減も踏まえて横這いとした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	140	140	140
シカ	600	600	600
サル	20	20	20
タヌキ	120	120	120
ハクビシン	90	90	90
ノウサギ	50	50	50
カラス	320	320	320
カワウ	10	10	10
アナグマ	10	10	10

捕獲等の取組内容
猟友会と協力しながら、予察捕獲実施計画に基づいて捕獲班を編制し、町内一円で安全面に考慮して捕獲活動を実施する。 わな等の捕獲手段 : くくりわな、箱わな 捕獲の実施予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 勝浦町内一円

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
町内のライフル銃所持者は1名。高齢者も多い当猟友会においては、労力負担が大きい山間部という地形も影響し、野生鳥獣に一定距離まで近づくのは困難な場合が多いため、長距離射程が可能なライフル銃による捕獲は必要である。 捕獲手段 : 銃所持許可者で捕獲班を編成し捕獲する 捕獲の実施予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 勝浦町内一円

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
シカ イノシシ サル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3種併せて ・ 3,450m ・ ネット、電気柵等 ・ 沼江地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3種併せて ・ 3,500m ・ ネット、電気柵等 ・ 未定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3種併せて ・ 3,500m ・ ネット、電気柵等 ・ 未定

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イシ・サル・シカ・カラス ・カワウ等	鳥獣害防止に関する勉強会を開く。町民への広報活動を実施する。	鳥獣害防止に関する勉強会を開く。町民への広報活動を実施する。	鳥獣害防止に関する勉強会を開く。町民への広報活動を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

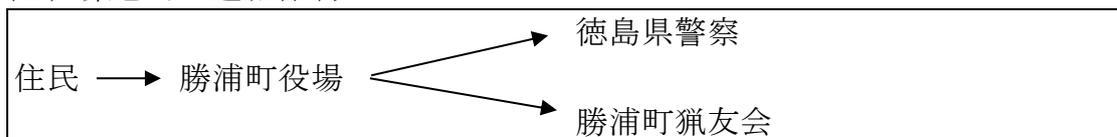
年度	対象鳥獣	取組内容
5	サル	県との共同調査によりサルの群れの行動調査を実施している。
6	サル	県との共同調査によりサルの群れの行動調査を実施している。
7	サル	県との共同調査によりサルの群れの行動調査を実施している。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
徳島県警察	バリケードや通行制限の実施
勝浦町猟友会	猟銃又はわなによる捕獲活動の実施
勝浦町役場	警察や猟友会への連絡・住民への周知

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

民間事業者と連携してジビエとして一部の鳥獣を処理している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	止め刺しなどの手間がかかるため浸透はしていない。 年間
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の実施

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	勝浦町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
徳島県鳥獣保護員	鳥獣保護観点からの意見
勝浦町猟友会	有害鳥獣捕獲業務
勝浦いきいきファーマーズ	農業者の意見
勝浦町中山間地域等直接支払制度推進協議会	農業者の意見
東とくしま農業協同組合	農業従事者団体の意見及び普及指導
徳島中央森林組合	林業従事者団体の意見及び普及指導
徳島県東部農林水産局	森林環境専門家（アドバイザー）
徳島農業支援センター	農業技術専門家（アドバイザー）
勝浦町役場	総合調整及び普及啓発（事務局）

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
獣害防止ネット製造販売業者	技術アドバイザー
獣害防止電気柵製造販売業者	技術アドバイザー
獣害防止金網製造販売業者	技術アドバイザー
その他の被害防止対策協議会	意見交換及び連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に設置。主として役場農業振興課職員で構成されており、町長から委嘱される。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内における農林水産物の被害は深刻な状態に陥っている。しかし、農家や猟友会の高齢化が進んでいるため、被害防止対策が困難な状態である。
そこで、農家や猟友会以外の住民にも呼びかけ集落単位で被害防止に取り組む体制整備をする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策は各個人の問題ではなく集落や町単位での問題と認識し、近隣市町村・他協議会とも情報交換を図りながら連携を図る。